

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則
を制定し、ここに公布する。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第23号

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

飯塚市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則(令和3年飯塚市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(事務分担等)		(事務分担等)	
第2条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。		第2条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。	
副市長	担任する事務	副市長	担任する事務
久世賢治	(1) 総務部、行政経営部、経済部公営競技事業所、 <u>こども未来部及び福祉部</u> に関する事務 (2) 支所に関する事務のうち、総務部、行政経営部、 <u>こども未来部及び福祉部</u> に関する事務 (3) 会計課に関する事務で市長の権限に属するもの (4) <u>一部事務組合との連絡調整に関する事務</u> (5) <u>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び教育委員会に関する事務</u> で市長の権限に属するもの (6) 飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)別表第1副市長専決事項第8号、第10号、第11号、第19号及び第20号に規定する支所長に関する事務	久世賢治	(1) 総務部、行政経営部、経済部公営競技事業所、 <u>市民環境部及び都市建設部</u> に関する事務 (2) 支所に関する事務のうち、総務部、行政経営部、 <u>市民環境部及び都市建設部</u> に関する事務 (3) 会計課に関する事務で市長の権限に属するもの (4) <u>企業局との調整に関する事務</u> (5) <u>一部事務組合との連絡調整に関する事務</u> (6) 飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)別表第1副市長専決事項第8号、第10号、第11号、第19号及び第20号に規定する支所長に関する事務
許斐博史	(1) 経済部(公営競技事業所を除く。)、市民協働部、 <u>市民環境部及び都市建設部</u> に関する事務		(1) 経済部(公営競技事業所を除く。)、市民協働部、 <u>こども未来部及び福祉部</u> に関する事務

<p>(2) 支所に関する事務のうち、経済部、市民協働部、<u>市民環境部及び都市建設部</u>に関する事務</p> <p>(3) <u>企業局との調整に関する事務</u></p> <p>(4) <u>議会及び農業委員会</u>に関する事務で市長の権限に属するもの</p>	<p>(2) 支所に関する事務のうち、経済部、市民協働部、<u>こども未来部及び福祉部</u>に関する事務</p> <p>(3) 議会並びに<u>選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び教育委員会</u>に関する事務で市長の権限に属するもの</p>
--	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。